

① 理事会決議事項の報告

イ. 令和2年度事業計画及び収支予算

[令和2年度事業計画]

令和2年度も定款第4条（事業）に従い、引き続き高圧ガスの自主的な活動を促進し、公共の安全と災害防止を図るため、会員事業所の自主保安意識の高揚、保安対策の徹底、消費先の安全対策の推進などを目的として、主として以下の事業を推進してまいります。

1. 実施事業：継続事業（情報提供、専門部会、実験委員会、大阪府高圧ガス地域防災協議会並びに近畿高圧ガス地域防災協議会連合会からの受託事業）

(1) 高圧ガスの保安に関する諸施策の周知、情報の提供

中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪府、府内消防局、高圧ガス保安協会等より高圧ガスの保安に関する通知を受信した場合、直ちにその情報を配布し、周知徹底を図っていきます。

(2) 技術相談窓口業務の実施

高圧ガス関係事業所及び高圧ガス消費者等からの質問に適切に対応いたします。

①高圧ガス保安法令関係の相談

②高圧ガス法令に関する許認可手続きの相談

- ・高圧ガス製造許可申請等の手続きに関する相談
- ・高圧ガスの消費及び移動に関する相談
- ・大臣認定試験者に関する相談

③高圧ガス製造保安責任者等試験に関する相談

④放置容器など所有者不明容器に関する相談及び容器管理委員会への連絡

⑤その他高圧ガス技術関係の相談

(3) 高圧ガス保安管理技術に関する調査、研究（専門部会・実験委員会）

定款施行細則で定められた技術専門部会を主体にして、31年間にわたり、21テーマの各種の実験、調査、研究を行ってきました。

令和2年度は、新たなテーマを検討し実験を実施します。また、これまでの実験委員会の成果は、その都度「高圧ガス安全ニュース」誌上にて公表してまいりましたが、会員外よりも頒布の要請が多く届いております。

実験結果は別途保安教育用DVDとして作成しております。

(4) 大阪府高圧ガス地域防災協議会からの受託業務

大阪府高圧ガス地域防災協議会は大阪府内の高圧ガスの製造、販売、貯蔵、消費、移動等に係る災害の発生、拡大の防止を目的とする協議会であり、当協会はその業務遂行と事務処理を受託しています。

①域内において発生した高圧ガス事故の応援活動に関して、高圧ガス指定防災事業所への応援出動報告書の処理

②高圧ガス防災訓練、防災研修会の企画、実施

③会員名簿の発行、高圧ガス指定防災事業所名簿・応援要員名簿の管理

④会費徴収を含む運営に関する事項

(5) 近畿高圧ガス地域防災協議会連合会からの受託業務

近畿高圧ガス地域防災協議会連合会は、近畿経済産業局管内の各府県高圧ガス地域防災協議会の連合体として、各地域防災協議会間の連絡、調整、情報交換、高圧ガス指定防災事業所一覧表の作成管理及び事故発生時の相互援助協定の締結等の業務を行う団体であり、当協会は、その業務を受託しています。

2. その他事業1：講習・図書出版事業（高圧ガスに関する保安教育実施を目的とする講習・図書出版事業）

(1) 講習会、研修会、工場見学研修会等の開催

高圧ガス事業に従事する皆様の安全、事故の未然防止、事故拡大防止に必要な知識向上のための講習会、研修会、工場見学研修会を関係官庁の指導と後援を受けて実施いたします。

(2) 参考図書等の発行、配布、斡旋

高圧ガス事業の保安を推進する上で必要な各種手引書、必携書、ガイドライン等の図書を関係官庁の監修を受けて発行いたします。

当協会の実験委員会が作成した実験DVDを保安教育教材用として販売すると共に、各種保安教育用DVDの貸出、斡旋を行っています。

3. その他事業2：試験部会事業

高圧ガス保安協会より高圧ガス製造保安責任者等試験業務の受託機関として、当協会の試験部会が窓口となり、一般社団法人大阪府LPガス協会、大阪府冷凍設備保安協会とともに運営します。

令和2年度も、次の通り試験事務を受託します。

①試験実施日（筆記試験）令和2年11月 8日（日）

（技能試験）令和2年11月 29日（日）

②試験場所（筆記試験）桃山学院大学（和泉市まなび野1-1）

（技能試験）大阪府立南大阪高等職業技術専門校（和泉市テクノステージ）

③試験の種類 乙種化学 丙種化学（液石） 丙種化学（特別）

乙種機械 第二種冷凍機械 第三種冷凍機械

第一種販売 第二種販売 液化石油ガス設備士

④受験者数（筆記試験）約2,100名（予定）

（技能試験）約70名（液化石油ガス設備士に限る）（予定）

なお、昨年度の電子出願比率は、89.7%となっています。

4. 法人会計：法人業務（総会、理事会、幹事会、大阪府及び関係団体との連携及び管理業務）
会員名簿の発行及び定時総会の他、次の通り諸会合の開催を予定しています。

①理事会 4回

②幹事会 5回

③会報編集委員会 2回

参考：協会の出版物の例

| | | |
|--|------|---------|
| ①高圧ガス製造許可申請等の手引 | 修正年月 | 平成24年8月 |
| 高圧ガス保安法で、危険性が大きいとして規制している高圧ガスの製造施設、貯蔵所、特定高圧ガス消費施設等に関する許認可申請の正しい方法を知ってもらうと共に、高圧ガス関係事業所の自主保安の推進に寄与できるように編集してあります。 | | |
| ②高圧ガス製造施設完成検査の手引 | 修正年月 | 平成28年5月 |
| 高圧ガス設備は、工事完了後に原則として完成検査を受検するが、この完成検査を適正、かつ円滑に実施するため、その概要、申請手続き、検査方法・基準等についてまとめたもので、完成検査業務の指針となります。 | | |
| ③高圧ガス製造施設保安検査の手引 | 改訂年月 | 平成24年8月 |
| 第一種製造者は、原則として年1回保安検査を受検することとなっているが、この保安検査について理解を深め、円滑に実施するために、その概要、申請手続き、事業所の受検体制等について収録すると共に、検査報告書各様式と記載内容をまとめたものです。 | | |
| ④高圧ガス安全アラカルト | 改訂年月 | 平成20年1月 |
| 最近の事故原因は、高圧ガス設備の材料劣化や設計ミスというハード面よりは、日常点検の不備・誤操作など保安管理や運転管理面でのヒューマンエラーが多く見られる。本書は、保安教育や防災訓練等のマンネリ化を防ぐため、創意工夫された保安教育実施例や点検方法等を紹介したものです。 | | |
| ⑤高圧ガス必携 | 修正年月 | 平成25年9月 |
| 高圧ガスは、工業用・家庭用燃料としての利用にとどまらず、半導体や超電導分野、更には医療用など広範囲に利用されているが、その取扱いを一步誤ると、周辺住民をも巻き込む惨事につながる恐れがあります。本書は、高圧ガスの取扱いに初めて従事する者に、必要な知識を習得してもらうため、高圧ガス保安法の概要、法規各論、各種高圧ガスの知識等、基礎的な事項をまとめたものです。 | | |
| ⑥高圧ガス自主保安ガイドライン | 修正年月 | 平成26年3月 |
| 平成24年8月に改訂した本書は、大阪府生活企画部危機管理室保安対策課監修の「高圧ガス自主保安活動」を収録して、自主保安活動の意義をわかり易く解説し、その普及と保安意識の浸透に寄与すると共に、高圧ガス取扱いのガス別、様態別に保安管理規程、設備の運転や非常時のマニュアル等の具体例を盛り込んでいます。 本書を活用することで、高圧ガス関係事業所やその従業者の自主保安活動を強力に支援し、高圧ガス災害の未然防止を目指したいと考えます。 | | |
| ⑦高圧ガス安全ニュース | 発行 | 年2回 |
| 大阪府をはじめ、保安3法事務連携機構おおさか等の関係機関から通知される高圧ガスに関する諸施策、高圧ガス保安法令関係の改正、事故報告、技術資料等の情報を逐次掲載する協会誌です。 | | |
| ⑧その他 | | |
| 高圧ガス保安協会が発行している高圧ガス保安法規集、高圧ガス保安責任者試験問題集等、購入の斡旋並びに高圧ガス保安活動促進週間のポスターの配布、斡旋を行います。 | | |

なお、①～③の手引き書については大安協HPにも掲載

| |
|--|
| ① 液化炭酸ガスの相変化観察 （高压ガス容器内を覗く） |
| 高压ガス容器に覗き窓を溶接加工し、内面研磨、照明して内部を観察しました。変化、三重点における相変化の様子を撮影した画期的映像です。 |
| ② 配管内の流体の状態と内圧破裂様態 |
| φ25mm×t0.3mm×L50mmの管で作動流体を圧縮流体、非圧縮流体、液化ガスによる液封の3種類として、破裂までの圧力上昇。チャンバー内での破裂を観察、映像化し、破裂様態を比較しました。 |
| ③ バルブはゆっくり開閉する |
| 平成8～13年の間の一連の実験を集約。内径10mm程度の小径管へ急速にガスを流して実験しました。酸素を流した時の管内の樹脂の燃焼、アルゴンガス配管終端での最高温度を計測しました。 |
| ④ 金属フレキシブルホースの内圧破壊実験 （付）小容器の充填と放出 |
| LPガス設備で8～13年間使用したホースの提供を受け、比較のための新品を含め、内面のビデオスコープで検査を行い、気密・耐圧圧力を超え破壊するまで水压を加えて内圧破裂実験をしました。 |
| ⑤ 酸素雰囲気における燃焼～特殊材料の燃焼～ |
| 燃焼雰囲気が大気、酸素30、50、70、100%の時の紙、綿、樹脂、スチールウールの燃焼開始温度と燃焼状況を映像で紹介。また資料編として垂直リボンの燃焼、金属粉等の燃焼の映像を紹介します。 |
| ⑥ 高压ガス容器の設置場所と温度上昇 |
| 液化炭酸ガス、フルオロカーボン容器を日光直射、シート掛け、よしず掛けで容器温度の上昇を実験しました。設置場所の温度の実態やよしず掛けの有効なことなどを確認しました。 |
| ⑦ 「液封は危険だ」～液化窒素の液封による圧力上昇～ |
| 液化窒素を厚肉管内で液封にして温度と圧力の関係を求めました。また、更に各種小径配管における圧力上昇速度を把握し、圧力計の針の動きで上昇速度を体感できるようにしました。 |
| ⑧ 空気への「ガスの流れと拡散」 |
| 大気中に流出したガスはどのような挙動をするのでしょうか。空気の容器と相対密度が異なる4種類のガスを封入した容器を対向させて、ガスと空気の相互の流れを観察するとともに、酸素センサーによって計測した酸素濃度の変化を観察しました。流れのある場合は混合拡散が強く、容器内の濃度は極めて早く均一になる。また流れのない滞留で、相互にかなりの拡散が見られました。 |
| ⑨ 復刻版「各種高压ガス容器の破壊実験」 |
| 平成4年の実験委員会にて行った「各種高压ガス容器の破壊実験」の映像はビデオテープのみで作成され、実験関係者だけに限定で配布されていましたが、貴重な映像の為、DVD化や販売の要望が多く協会に寄せられましたのでこの度復刻版を発行致しました。「各種高压ガス容器の破壊実験」は継目無容器、LPG容器、LGC容器について、どのくらいの圧力でどのような状態で破壊に至るのかを実験し、映像とデータにて報告されています。 |
| ⑩ 「空気中へのガスの流入と濃度変化」〈火災・爆発・酸欠・中毒の防止〉 |
| 空気中に漏れたガスがどのような挙動をするのかわからない。その疑問を解決するため、空気で満たされた閉所へ空気と比重の異なるガスを流入すると、それぞれどのように流れ、混合・拡散あるいは滞留していくかを、ガスの流れを可視化すると共に酸素の濃度変化を計測することによりガスがどのように挙動するかを確認し、保安教育・現場作業に役立てることを目標に実験をしました。 |
| ⑪ 『五感で察知できない 高压ガスが忍び寄り』『あなたも気づかないうちに酸欠！』 >まず必要なことはこれだ！< |
| 高压ガス事故の多くは「噴出・漏洩」で、その先は酸欠事故に繋がっていきます。ガス比重の軽重によるガス拡散状態、または液化ガスの状態で漏洩した事を想定した実験を行い、ガスの流れを可視化すると共に酸素の濃度変化を計測し、保安教育・現場作業に役立てることを目標にしました。 |

令和2年度 講習会等開催計画一覧表

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

| No. | 開催年月日 | 講習会等の名称 | 講習内容 | 受講対象者 | 講習場所 |
|-----|----------|-----------------------------------|--|---|---------------|
| 1 | 6月9日(火) | 高圧ガスの基礎講習会 | 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動(輸送)、消費等の関係事業所における従業員の保安教育及び高圧ガス保安法や高圧ガスに関する基礎知識習得のため、当協会編集・発行、大阪府保安対策課監修による「高圧ガス必携」をテキストとした講習で、初めて高圧ガス関係業務に携わる方には最適な講習。尚、このテキストは日常業務の参考書としても活用できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ①高圧ガス関係事業所の従業者(特に新入社員) ②高圧ガス販売店の販売主任者及び従業者 ③大学、工業高校の教員及び学生、研究所等の担当者 ④消防署職員 | E N D O 堺筋会議室 |
| 2 | 6月16日(火) | 爆発・火災及び健康障害防止の為の化学物質のリスクアセスメント講習会 | 事業場における化学物質(667物質)について危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)が義務付けられており、業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。またリスクアセスメント結果に基づき労働安全衛生法の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となっています。本講習会では、リスクアセスメント義務化の背景からSDS(セイフティデータシート)の読み方高圧ガスや溶剤の爆発火災/健康障害防止のリスクアセスメント手法とリスクレベルの判定について講習します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①高圧ガス関係事業所の従業者 ②高圧ガス販売店の販売主任者及び従業者 ③大学、工業高校の教員及び学生、研究所等の担当者 ④消防署職員 | E N D O 堺筋会議室 |
| 3 | 7月2日(木) | 高圧ガス製造施設保安検査の手引説明会 後援：大阪府 | 高圧ガス製造事業者は毎年1回、その施設について、所轄官庁又は指定保安検査機関の保安検査を受けることになっています。高圧ガス保安協会等の民間規格が保安検査方法として告示に規定されたこと受け、最近の保安検査の方法についての改正概要を含め、保安検査への理解を深め、円滑に実施するため、申請手続、事業者の受検体制等について、大阪府消防保安課が監修、当協会が編集・発行した「高圧ガス製造施設保安検査の手引」及び追加資料をテキストとした説明、講習。 | <ul style="list-style-type: none"> ①高圧ガス製造事業所の担当者 ②施設の工事、検査事業所の担当者 ③指定検査機関の担当者 ④上記①～③の管理者 | E N D O 堺筋会議室 |

| No. | 開催年月日 | 講習会等の名称 | 講習内容 | 受講対象者 | 講習場所 |
|-----|----------------------|---|---|--|-------------------|
| 4 | 7月6日(月) 7月8日(水) | 非破壊試験技術者資格 試験受験者教育訓練 (PD2) (筆記(一次)試験対策) | 高圧ガス設備や機器に関係の深い非破壊試験の技術者資格試験制度がJISに制定され、新たに資格試験を受験する場合に、受験資格として一定の教育訓練を受けることが必要となっています。当協会が行うこの教育訓練は、JISで必要とされる訓練時間の全てを満足する設定となっており、この教育訓練を受ければUM1、PD2についての資格試験(筆記)の受験申請が出来るようになります。又、更新受験の方も、試験問題等の傾向が把握でき、合格するのに大いに役立ちます。尚、定員はUM1、PD2共、20名を予定しています。 | ①非破壊試験(UM1、PD2)技術者の資格試験を受験する者 ②非破壊試験(UM1、PD2)技術者資格の更新受験者。 ③施設の工事、検査事業所の担当者 | (株)ダンテック 4階会議室 |
| 5 | 7月13日(月) 7月15日(水) | 非破壊試験技術者資格 試験受験者教育訓練 (UM1) (筆記(一次)試験対策) | | | |
| 6 | 7月30日(木) | 高圧ガス製造許可申請・ 完成検査等の 手引説明会 後援：大阪府 | 高圧ガスの製造施設、貯蔵所等に関する許認可等を受けるための申請及び施設工事に入り、完了後の完成検査を適正かつ円滑に実施するため、その手続き、検査基準・方法等について、当協会が編集・発行した「高圧ガス製造許可申請等の手引」と「高圧ガス製造施設完成検査の手引」をテキストとして説明します。 | ①新規に製造、貯蔵許可申請や届け等を行う事業所の担当者 ②設備の増設、変更等を行う事業所の担当者 ③施設の工事、検査事業所の担当者 ④指定保安検査機関の担当者 ⑤上記①～④の管理者 | E N D O 堺筋会議室 |
| 7 | 8月6日(木) | 高圧ガス取扱い 保安講習会 | 高圧ガスの消費について、知識不足や誤操作等による消費事業所での事故が増加していることから、その発生未然防止、被害拡大防止を目的として、消費に関する法規制の概要や超低温ガス、LPガス、酸素及びアセチレンの性質等を知り、安全な取扱いを習得するための講習。 | ①高圧ガス消費事業所の従業者 ②アセチレン、LPガス、酸素等を消費する一般消費者 ③大学、工業高校の教員及び学生、研究所等の担当者 | E N D O 堺筋会議室 |
| 8 | 9月10日(木) | 高圧ガス輸送 保安講習会 【共催】 大阪高圧ガス溶材協同組合 近畿高圧ガス地域防災協議会 連合会 | 高圧ガス輸送時の事故は発生場所が不特定である上、爆発・火災といった社会的被害を生じ易いこと、更には交通事故という外的要因によって発生することが多く予見性に乏しいこと、又、近年輸送中の事故が増加していること等から、高圧ガス輸送上の法令や保安知識を身につけて事故防止を図るために、関係する法改正等を含めた講習。 | ①高圧ガス輸送業者の管理者 ②高圧ガス輸送車輛の乗務員 ③荷主担当者 ④販売事業者の管理者 | E N D O 堺筋会議室 |

| No. | 開催年月日 | 講習会等の名称 | 講習内容 | 受講対象者 | 講習場所 |
|-----|--------------------|--|--|--|-------------------|
| 9 | 10月1日(木) | 高圧ガス法令講習会 | 高圧ガス製造保安責任者等試験の受験準備のため、過去3年間の法令問題、解答(配布テキスト)について、例題の具体的な解説を行うと共に、高圧ガス取扱いの基本となる高圧ガス保安法令の概要についての説明も行うので、高圧ガス関係事業所従業員の保安意識の高揚に役立つものです。 | ①高圧ガス製造保安責任者等試験の受験者 ②高圧ガス関係事業所の管理者、担当者 | E N D O 堺筋会議室 |
| 10 | 11月5日(木) (予定日) | 非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練(PD2) (実技(二次)試験対策) | 非破壊試験技術者の資格試験(UM1、PD2)の筆記(一次)試験の合格者を対象とした実技(二次)試験の対策講習。試験に使用される測定機器やテストピース、審査内容等を踏まえた指導、アドバイスを行うことにより二次試験突破に役立つ。尚、他団体の講習を受け、筆記(一次)試験に合格された方も受講できます。 | ①破壊試験(UM1、PD2)技術者の資格試験(実技・二次試験)を受験する者 | (株)ダンテック 4階会議室 |
| 11 | 11月12日(木) (予定日) | 非破壊試験技術者資格試験受験者教育訓練(UM1) (実技(二次)試験対策) | | | |
| 12 | 11月19日(木) | 特定高圧ガス保安講習会 【協賛】 大阪府冷凍設備保安協会 | 特殊材料ガスの内、シラン等7種類の特殊高圧ガスは、特定高圧ガスとして製造、販売、貯蔵、移動、消費について規制が強化されている。又、これらのガスは毒性も非常に強く、アンモニアガスを含めてこれらガスの事故発生による地域住民への影響は多大なものであることから、事故例も含め、安全で正しい取扱いについて説明、講習する。 | ①毒性ガス(NH ₃)、特殊材料ガス関係事業所の管理者及び担当者 ②特殊材料ガスを扱う大学、研究所等の教員、学生及び担当者 ③消防署職員 | E N D O 堺筋会議室 |
| 13 | 令和3年 1月14日(木) | 高圧ガス安全アラカルト講習会 【協賛】 大阪府冷凍設備保安協会 | 最近の事故原因は、設備の設計ミスや材料劣化等のハード面はもとより、日常点検の不備・誤操作等保安管理、運転管理面でのヒューマンエラーが多く見られる。これを防止するため、保安教育や防災訓練等のマンネリ化を防ぎ創意工夫された保安教育が出来るよう、その実践例や点検方法について、大阪府保安対策課が監修し、当協会が発行した「高圧ガス安全アラカルト」をテキストとして講習する。 | ①高圧ガス関係事業所の管理者及び保安教育、危機管理、保安管理等の担当者 ②大学、研究所等の教員、学生及び担当者 | E N D O 堺筋会議室 |

| No. | 開催年月日 | 講習会等の名称 | 講習内容 | 受講対象者 | 講習場所 |
|-----|------------------|--|---|--|--|
| 14 | 令和3年 2月2日(火) | 防災研修会 【主催】 大阪府高圧ガス地域防災協議会 【後援】 大阪府 【協賛】 (一社)大阪府高圧ガス安全協会 大阪府冷凍設備保安協会 | 最近の高圧ガス事故発生状況と事故事例を元に、その傾向及び原因と対策について研修する。 | ①高圧ガス関係事業所の管理者及び保安教育、危機管理、保安管理等の担当者 ②大学、研究所等の教員、学生及び担当者 ③消防署職員 | E N D O 堺筋会議室 |
| 15 | 2月24日(水) (予定) | 安全体感教育 | 危険に対する安全感度の低下、安全教育のマンネリ化を払拭するために、体験により身体と目で覚える教育。「高所危険体感」「回転体危険体感」「玉掛け作業危険体感」「電気危険体感」「その他」等 危険体感を通じて安全意識の向上を図ります。 とくに、現場第一線で活躍する社員の安全意識の向上を図ります。 | ①現場第一線で活躍する担当者 ②高圧ガス関係事業所の管理者及び保安教育、危機管理、保安管理等の担当者 ③消防署職員 | コベルコ・ キャリア・ デイベロ ップメント(株) 神戸製鋼加 古川製鉄所 所内 |
| 16 | 3月4日(木) | 大臣認定試験者 研修会 【協賛】 西日本地区大臣認定試験者協議会 | 高圧ガス保安法では、高圧ガス設備、機器、容器及び附属品の製造や取扱いを規制しており、これらの品質保証があってはじめて高圧ガスの製造、貯蔵、消費や移動には保安の確保が求められています。これら設備、機器(弁類、管類等)、容器の製造業者(大臣認定試験者)について品質マネジメント及び保安技術の向上を図るため、西日本地区大臣認定試験者協議会の協賛を得て研修会を開催する。 | ①機器、弁類、管類等の製造業者(大臣認定試験者)の担当者 ②大臣認定試験者資格の取得を予定している事業所の担当者 ③認定品使用事業所の担当者 | E N D O 堺筋会議室 |
| 17 | 3月11日(木) (予定) | 工場見学研修会 | 会員事業所担当者の見聞を広め、保安技術向上の参考に資するための見学研修会。 | ①会員事業所の管理者、担当者 | 見学先は会員の協力を得て決定し、案内する |

(注) 講師、関係官庁・団体、協力会社、会場等の都合により、実施日や内容が変更となる場合があります。

問合せ・申込先 一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会 TEL 06-6229-1236 FAX 06-6229-3741

合計実施予定回数：17回
(含：大阪府高圧ガス地域防災協議会主催講習会)

収支予算書（損益）

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|-----------------|----------------|----------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ①受取入会金 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| ②受取会費 | | | |
| 正 会 員 会 費 | 15,910,000 | 16,090,000 | △ 180,000 |
| 総 会 会 費 | 0 | 1,100,000 | △ 1,100,000 |
| ③事業収益 | | | |
| 講 習 事 業 収 益 | 5,400,000 | 5,600,000 | △ 200,000 |
| 図 書 出 版 事 業 収 益 | 1,350,000 | 1,350,000 | 0 |
| 団 体 事 務 受 託 収 益 | 2,904,000 | 2,877,600 | 26,400 |
| ④試験部会収入 | 8,639,000 | 8,356,000 | 283,000 |
| ⑤雑収益 | | | |
| 受 取 利 息 | 200 | 200 | 0 |
| 雑 収 益 | 264,000 | 306,300 | △ 42,300 |
| 経 常 収 益 計 | 34,477,200 | 35,690,100 | △ 1,212,900 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | [25,720,840] | [24,113,000] | [1,607,840] |
| 役員・職員給料手当 | 7,836,000 | 7,324,800 | 511,200 |
| 臨時雇賃金 | 24,000 | 220,000 | △ 196,000 |
| 退職給付費用 | 259,440 | 256,000 | 3,440 |
| 福利厚生費 | 913,600 | 688,000 | 225,600 |
| 通勤交通費 | 344,800 | 227,200 | 117,600 |
| 旅費交通費 | 893,000 | 885,000 | 8,000 |
| 委託運搬費 | 2,323,000 | 2,264,000 | 59,000 |
| 通信運搬費 | 412,000 | 398,000 | 14,000 |
| 会議費 | 1,455,000 | 1,352,000 | 103,000 |
| 消耗品費 | 551,000 | 437,000 | 114,000 |
| 印刷製本費 | 3,400,000 | 2,847,000 | 553,000 |
| 光熱水料費 | 760,000 | 776,000 | △ 16,000 |
| 賃借料 | 4,173,000 | 4,100,000 | 73,000 |
| 図書仕入費 | 280,000 | 259,000 | 21,000 |
| 諸謝金 | 1,113,000 | 1,093,000 | 20,000 |
| 雑費 | 983,000 | 986,000 | △ 3,000 |
| 管理費 | [6,894,460] | [8,265,000] | [△ 1,370,540] |
| 役員・職員給料手当 | 1,959,000 | 1,831,200 | 127,800 |
| 臨時雇用賃金 | 0 | 0 | 0 |
| 退職給付費用 | 64,860 | 64,000 | 860 |
| 福利厚生費 | 228,400 | 172,000 | 56,400 |
| 通勤交通費 | 86,200 | 56,800 | 29,400 |
| 旅費交通費 | 180,000 | 180,000 | 0 |
| 通信運搬費 | 350,000 | 350,000 | 0 |
| 会議費 | 200,000 | 160,000 | 40,000 |
| 消耗什器備品費 | 100,000 | 200,000 | △ 100,000 |
| 消耗品費 | 550,000 | 510,000 | 40,000 |
| 印刷製本費 | 0 | 140,000 | △ 140,000 |
| 賃借料 | 542,000 | 533,000 | 9,000 |
| 光熱水料費 | 190,000 | 194,000 | △ 4,000 |
| 諸謝金 | 832,000 | 762,000 | 70,000 |
| 租税公課 | 816,000 | 816,000 | 0 |
| 負担金 | 46,000 | 46,000 | 0 |
| 総会費 | 300,000 | 1,800,000 | △ 1,500,000 |
| 表彰関係費 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| 雑費 | 150,000 | 150,000 | 0 |
| 経常費用計 | 32,615,300 | 32,378,000 | 237,300 |
| 当期経常増減額 | 1,861,900 | 3,312,100 | △ 1,450,200 |
| 当期一般正味財産増減額 | 1,861,900 | 3,312,100 | △ 1,450,200 |
| 一般正味財産期首残高 | 15,855,027 | 15,764,627 | 90,400 |
| 一般正味財産期末残高 | 17,716,927 | 15,855,027 | 1,861,900 |
| II 正味財産期末残高 | 17,716,927 | 15,855,027 | 1,861,900 |

令和2年度 予算内訳表

| 科 目 | 継続事業 | 講習・図書出版事業 | 試験部会事業 | 法人事業 | 合 計 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| | 予算額 | 予算額 | 予算額 | 予算額 | |
| 収入の部 | | | | | |
| 入会金収入 | | | | 10,000 | 10,000 |
| 会費収入 | | | | | |
| 正会員会費 | | | | 15,910,000 | 15,910,000 |
| A会員 | | | | 5,600,000 | 5,600,000 |
| B会員 | | | | 5,530,000 | 5,530,000 |
| C会員 | | | | 4,740,000 | 4,740,000 |
| D会員 | | | | 40,000 | 40,000 |
| 総会 会費 | | | | 0 | 0 |
| 事業収入 | | | | | |
| 講習事業収入 | | 5,400,000 | | | 5,400,000 |
| 図書出版事業収入 | | 1,350,000 | | | 1,350,000 |
| 団体事務受託事業 | 2,904,000 | | | | 2,904,000 |
| 試験部会受託事業 | | | 8,639,000 | | 8,639,000 |
| 雑収入 | | | 0 | 264,200 | 264,200 |
| 受取利息収入 | | | 0 | 200 | 200 |
| 雑収入 | | | | 264,000 | 264,000 |
| 収入合計 | 2,904,000 | 6,750,000 | 8,639,000 | 16,184,200 | 34,477,200 |
| 支出の部 | | | | | |
| 事業部門 | | | | | |
| 給付手当支出 | | | | | |
| 役員・職員給料手当 | 3,918,000 | 1,959,000 | 1,959,000 | 1,959,000 | 9,795,000 |
| 臨時雇用賃金手当 | 24,000 | 0 | 0 | 0 | 24,000 |
| 退職給付費用 | 129,720 | 64,860 | 64,860 | 64,860 | 324,300 |
| 福利厚生費 | 456,800 | 228,400 | 228,400 | 228,400 | 1,142,000 |
| 通勤交通費 | 172,400 | 86,200 | 86,200 | 86,200 | 431,000 |
| 旅費交通費 | 0 | 330,000 | 563,000 | 180,000 | 1,073,000 |
| 試 筆記試験 | | | 521,000 | | |
| 試 設備士試験 | | | 42,000 | | |
| 委託費 | | | 2,323,000 | | 2,323,000 |
| 事務委託費 | | | 395,000 | | |
| 試 筆記試験 | | | 1,650,000 | | |
| 試 設備士試験 | | | 278,000 | | |
| 通信運搬費 | | 62,000 | 350,000 | 350,000 | 762,000 |
| 会議費支出 | | 105,000 | 1,350,000 | 200,000 | 1,655,000 |
| 消耗品費支出 | 200,000 | | 351,000 | 550,000 | 1,101,000 |
| 試 筆記試験（事務諸費） | | | 120,000 | | |
| 試 設備士試験 | | | 71,000 | | |
| 材料費（設備） | | | 160,000 | | |
| 印刷製本費支出 | | 3,000,000 | 400,000 | 0 | 3,400,000 |
| 光熱水料費支出 | 380,000 | 190,000 | 190,000 | 190,000 | 950,000 |
| 賃借料支出 | 1,084,000 | 1,122,000 | 1,967,000 | 542,000 | 4,715,000 |
| 事務所家賃等 | 1,084,000 | 542,000 | 542,000 | 542,000 | 2,710,000 |
| 講 借室料 | | 580,000 | | | 580,000 |
| 試 筆記試験 | | | 1,330,000 | | 1,330,000 |
| 試 設備士試験 | | | 95,000 | | 95,000 |
| 図書仕入費支出 | | 280,000 | | | 280,000 |
| 諸謝金支出 | | 1,113,000 | | 832,000 | 1,945,000 |
| 雑費 | 0 | | 983,000 | 150,000 | 1,133,000 |
| 試 事務諸費 | | | 0 | | |
| 試 筆記試験 | | | 950,000 | | |
| 試 設備士試験 | | | 33,000 | | |
| 管理部門 | | | | | |
| 消耗什器備品費 | | | | 100,000 | 100,000 |
| 租税公課支出 | | | | 816,000 | 816,000 |
| 負担金支出 | | | | 46,000 | 46,000 |
| 総会費 | | | | 300,000 | 300,000 |
| 表彰関係費 | | | | 300,000 | 300,000 |
| 支出合計 | 6,364,920 | 8,540,460 | 10,815,460 | 6,894,460 | 32,615,300 |
| 収支差額 | △ 3,460,920 | △ 1,790,460 | △ 2,176,460 | 9,289,740 | 1,861,900 |